

「建設業の取引適正化に関する説明会」を開催

実施日：令和元年11月13日(水)



200名ほどの参加者たちは、法令順守の取り組みや、新・担い手三法等の解説に熱心に耳を傾けた。

11月13日(水)、一般社団法人東京建設業協会と東京土木施工管理技士会の共催で「建設業取引適正化に関する説明会」を実施しました。

議事は、経済産業省製造産業局金属課課長補佐の篠原康人氏による「金属関連業者との取引条件改善に向けて」から始まりました。

続いて、国土交通省関東地方整備局建政部建設業適正契約推進官の平石信明氏による「建設産業の現状と法令遵守の取組について」。法改正に至る背景として、建設業を取り巻く現状と課題に触れた後、国交省『建設企業のための適正取引ハンドブック』を元に、建設業法令を遵守するポイントを具体的に解説してくださいました。

最後に、国土交通省関東地方整備局建政部建設産業第一課長の北埜順氏が「新・担い手三法について～建設業法、入契法、品確法の一体的改正について～」を解説。2019年6月に公布された「新・担い手三法」は、建設業における働き方改革を進めながら、将来の担い手を確保し、建設業の持続性を図る目的で改正されたものです。建設業法、入契法、品確法の法改正は①働き方改革の推進、②生産性向上への取組、③災害時の緊急対応強化、持続可能な事業環境の確保、の3つの課題に対応したものであり、建設業法では工期の適正化と平準化について踏み込んだ改正が行われたことなどを説明していただきました。

登壇者とそのテーマ



経済産業省 製造産業局
金属課 課長補佐
篠原 康人氏

「金属関連業者との取引条件改善に向けて」



国土交通省 関東地方整備局 建政部
建設業適正契約推進官
平石 信明氏

「建設産業の現状と法令遵守の取組について」



国土交通省 関東地方整備局 建政部
建設産業第一課長
北埜 順氏

「新・担い手三法について～建設業法、
入契法、品確法の一体的改正について～」

また、監理技術者の専任の緩和に伴って新設される資格「技士補」や、建設業の許可基準の見直しなど、今後に改正される予定の検討事項にも触れ、一連の法改正について理解を深める有意義な説明会となりました。